

# 消費者庁長官・消費者委員会委員長の人選等に関する意見書

2009年7月10日

先物取引被害全国研究会

代表幹事 弁護士 大田清則

事務局長 弁護士 石川真司

当研究会は、1982年3月に設立された、全国の弁護士約500名で組織される団体であり、設立以来長年にわたり、商品先物取引等の投資被害事案に対する被害の予防・救済活動を行ってきた。当研究会は、こうした立場から、消費者庁長官・消費者委員会委員長の人選等に関し、以下のとおり意見を述べる。

- 1 消費者庁関連3法は、本年5月29日に成立し、本年9月に消費者庁と消費者委員会の発足することが予定されているところである。これら法案が成立するにあたっては、消費者委員会と消費者庁が別個独立の組織とされるとともに、消費者委員会の独立性が強調され、また、両組織の権限が強化され、単に諮問に対する意見表明を行うのみにとどまらず、消費者保護・救済を実効たらしめる組織として、その成果の実現が強く求められてきた。こうした点からするならば、消費者委員会と消費者庁の発足に際しての、消費者委員会委員長や消費者庁長官の人選は、このような立法の精神を十二分に踏まえてなされなければならない。

ところで、今般、消費者庁の初代長官に前内閣府次官の内田俊一氏が、消費者委員会の委員長に弁護士の住田裕子氏が充てられるなどとした報道がなされている。しかし、当研究会としては、両氏が、消費者被害の現場で、消費者の被害救済に取り組んだ経験や実績があるとは認識していないし、果たして、両氏が消費者庁や消費者委員会に与えられた権限を、消費者の立場・目線に立って十二分に発揮できるだけの適切な人材であるかどうかについては、甚だ疑問であると考えている。

- 2 また、消費者庁、消費者委員会設立準備のための参与会が開催されているが、とりわけ消費者委員会の参与会は、将来の消費者委員候補が委員となっている。そのため、参与会の議論は、今後の消費者委員長の選任に事実上大きな影響を与えることが予想されるのであり、参与会の審議はすべて公開すべきである。
- 3 以上の点に鑑み、当研究会としては、政府に対し、消費者庁長官や消費者委員会委員長などの人選等に関し、国会の付帯決議等を踏まえ、以下の点を強く求める。

消費者庁長官や消費者委員長及び委員については、消費者問題に積極的に取り組んできた経験を有する者から人選をすること。特に消費者委員会については、同委員会が、独立した第三者機関として消費者行政全般に対する監視機能を有するものであることに鑑み、委員長及び委員の選任にあたっては、消費者問題に対して真摯に取り組んできた経験や実績があり、消費者の立場に立って、監視機能を果たすことが期待される人物を選任すること。

そうした人選については、消費者委員の選任基準を明確にし、公表すること。

消費者庁、消費者委員会の参与会の審議はすべて公開し傍聴を認めること。

以 上